

1. リビングサポート保険の改定内容

(1) 建築基準法改正に伴う対応

建築基準法改正（2019年6月25日施行）後、今後建築する建物に対しての防火関連規制が、用途・地域・階数・面積に応じた「建物全体での耐火性能の規制」から用途・地域・階数・面積に応じた「主要構造部等の耐火性能の規制」等に変更されたことに伴い、火災保険の構造級別の基準を次のとおり見直します。

構造級別	現行	変更後
M構造	① 下記のいずれかに該当する共同住宅 ア. コンクリート造建物 イ. コンクリートブロック造建物 ウ. れんが造建物 エ. 石造建物 ② 耐火建築物の共同住宅 ③ 耐火構造建築物の共同住宅	① 下記のいずれかに該当する共同住宅 ア. コンクリート造建物 イ. コンクリートブロック造建物 ウ. れんが造建物 エ. 石造建物 ② 耐火建築物の共同住宅 ③ 耐火構造建築物の共同住宅 ④ <u>主要構造部※1が耐火構造の建物の共同住宅</u> ⑤ <u>主要構造部※1が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物の共同住宅</u>
T構造	① 下記のいずれかに該当する建物 ア. コンクリート造建物 イ. コンクリートブロック造建物 ウ. れんが造建物 エ. 石造建物 オ. 鉄骨造建物 ② 耐火建築物 ③ 耐火構造建築物 ④ 準耐火建築物 ⑤ 特定避難時間倒壊等防止建築物 ⑥ 省令準耐火建物	① 下記のいずれかに該当する建物 ア. コンクリート造建物 イ. コンクリートブロック造建物 ウ. れんが造建物 エ. 石造建物 オ. 鉄骨造建物 ② 耐火建築物 ③ 耐火構造建築物 ④ 準耐火建築物 ⑤ 特定避難時間倒壊等防止建築物 ⑥ 省令準耐火建物 ⑦ <u>主要構造部※1が耐火構造の建物</u> ⑧ <u>主要構造部※1が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物</u> ⑨ <u>主要構造部※1が準耐火構造の建物</u> ⑩ <u>主要構造部※1が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物</u>
H構造	M構造およびT構造に該当しない建物※2	M構造およびT構造に該当しない建物※2

※1 主要構造部とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に定める部分で、壁、柱、床、はり、屋根または階段です。

※2 M構造およびT構造の確認ができない建物を含みます。